

# 現代社会を『関係性』という観点から考える

## ⑩ 「29人と19人」～この数字が示すもの

更生保護官署職員（認定社会福祉士・認定精神保健福祉士）

三浦 恵子

『総務省が9月15日に発表した人口推計によると、65歳以上の高齢者は同日時点で前年より32万人多い3,588万人、総人口に占める割合は0.3%増の28.4%と、いずれも過去最高となった』

（2019年9月16日毎日新聞）

というニュースは、まだ記憶に新しいものです。高齢化は社会保障その他多くの分野で備え取り組むべき課題とされていますが、私が従事している刑事政策の分野においてもまた、看過できない課題だと考えます。

毎年年末頃に閣議決定される犯罪白書ですが、平成30年版犯罪白書の特集は「進む高齢化と犯罪」でした。平成20年版犯罪白書の特集が「高齢犯罪者の実態と処遇」でしたので、10年経過して再び犯罪白書の特集において「高齢」がテーマとして取り上げられたこととなります。

平成30年版犯罪白書の特集は、更生保護官署職員としても対人援助職としても、そして家族介護従事者としても読むべき点が多いものと考えますが、今回はその特集に関連して「29人と19人」という数字が示すものについて考えてみたいと思います。

### 1 「29人と19人」という数字が示すもの

私は業務やそれ以外の場で、職能団体や大学、地域ボランティアの方々に対して更生保護に関する講義をさせていただく機会が多くあります。お話しする内容も、児童・少年に関する仕事に従事しておられる方を対象にする場合は少年事件を中心に取りあげ、障害者福祉の現場で犯罪の被害や加害と向き合っておられる方を対象とする場合には、犯罪を行ったあるいは非行のある障害を有する者に対する施策について軸足を置いてお話しします。そして、地域包括支援センターのスタッフや社会福祉士など、高齢化社会の中で高齢者の被害と加害について関心を寄せておられる方については、高齢犯罪者の処遇についてお話ししています。

こうした講義の場でデータ（数字）を細かく提示することについて、私自身はかなり慎重な立場を取っています。刑事政策や更生保護のアウトラインをつかんでいただくのが主目的の場において詳細なデータを示すことが適切かどうかということもありますし、データも年々で推移していくものです。データの大小を持って状況の軽重を軽々に判断することはよろしくないとも考えているからです。何よりも、データは、その「見せ方」により

与えるインパクトが異なってくるという面もあります。

近い例では、「子供の貧困」について考える際、「7人に1人」（が貧困の中で育つ～現在は6人に1人となっている）という数字の示し方をすることにより、子供の貧困が「特殊な世界ではなくごく身近な問題」と認識され、地域社会の心ある方々が「子供食堂」「地域食堂」「学習支援」などの取組に着手されていった経緯があります。私自身も実際にいくつかの子供食堂に関わらせて頂く御縁を得ています。もしこれが「所得●●万円以下の家庭で成育される子供は●●万人と推計される」という数字の出し方であれば、社会にこれほどのインパクトを与え支援に向けての共感の広がりがかきたかは若干疑問です。そうした意味では、「7（6）人に1人」というのは、地域社会の課題を自分と切り離してはいけないという意識に訴えかける数字の出し方であったと考えています。実際に、少年や児童に関する話をしている時に「7（6）人に1人」と問えば、「子供の貧困」と即答される方は、福祉関係者のみならず学生であっても少なくありません。

それに比べて、「29人と19人」については、実は専門家であってもなかなか想起できず、正解を聞かれると驚愕されることが多い数字です。

では、皆さんは何を想像されるのでしょうか。

## 2 平成30年版犯罪白書 特集「進む高齢化と犯罪」 特別調査Ⅱ 殺人

最近20年における殺人の検挙件数は、平成15年のピークから穏やかな減少傾向にあります。その中に占める高齢者の比率は、10年の8.3%から上層して26年に19.9%を

記録するに至り、その後は高止まりとなっています（平成30年版犯罪白書306頁より）。

H28に殺人等により有罪の宣告を受け確定した高齢者82人（男性68人（82.9%）、女性14人（17.1%）、非高齢者282人を調査し、殺人事犯者と被害者との関係別構成比を比較したところ、高齢群では、親族殺が約7割を占めていました。非高齢群では、親族殺の割合は約4割ですから、高齢者で殺人等により有罪の宣告を受け確定した者のうち、被害者が親族である者が占める割合の大きさはやはり高齢者犯罪の1つの特徴であり、そこに今後我々が取り組むべき課題があると考えます。

この82人中最高齢は86歳でした。暴力団所属歴は高齢者・非高齢者共に5%満たず。自由刑前科ありの者は高齢群7.3%、非高齢者群12.1%であり、共に低い状況でした。共犯ありの占める割合は、高齢者群6.1%（5人）であり、非高齢者群（14.2% 40人）に比べ低い状況です。

そして29人とは、高齢者で殺人等により有罪の宣告を受け確定した者82人のうち、配偶者が被害者である者の数（高齢殺人事犯者のうち35.4%（白書309頁グラフ）、うち女性14人中5人（親族殺群女性の38.5%）、であり、19人とは、82人のうち子供が被害者である者の数（高齢殺人事犯者のうち23.2%（白書309頁グラフ）女性14人中8人（親族殺群女性の61.5%）となります。

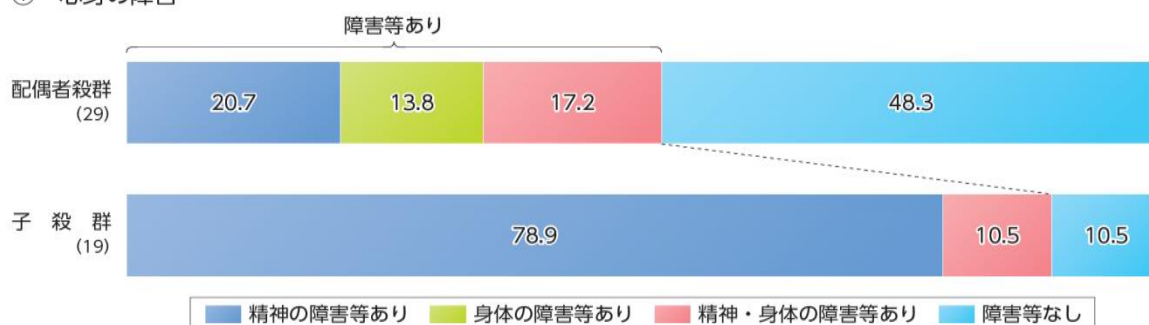
「7（6）人に1人」の例を借りれば、（事件の発生から刑の宣告までのタイムラグを全く考えないという点においてかなり乱暴な言い方となることをお許しください。）約12.6日に1度高齢者による配偶者に対する殺人事件が発生し、約19.2日に1度高齢者による子供に対する殺人事件が発生しているという言い方もできなくはありません。

この2つの数字を講義等で示した時、高齢者福祉の現場で働かれている方であっても、まずはあまりの頻度に愕然とされ、その後御自身がケアされている当事者やその家族の中に深刻な状況を抱えている方が少なくないことに思い当たられるということが多くありました。

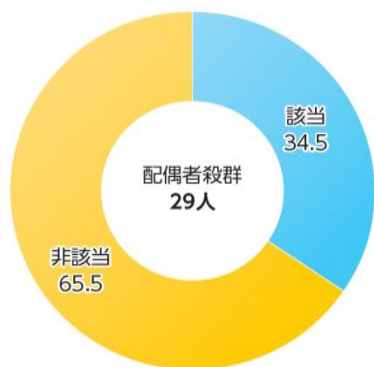
### 3 高齢者殺人の被害者の心身の状況

では、こういった状況下で高齢者による配偶者殺、子殺しが敢行されたのでしょうか。まず被害者となった者の心身の状況に注目してみましょう。下記は平成30年版犯罪白書314頁等に掲載されたグラフです。

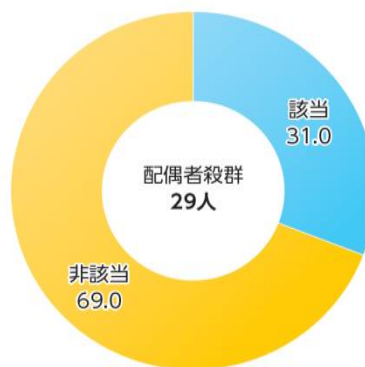
#### ① 心身の障害



#### ② 要介護・寝たきり



#### ③ 認知症



高齢・配偶者殺群の特徴としては、被害者が精神・身体障害等を有する割合が約5割、要介護・寝たきり・認知症の状態にある割合が約3割となっています。

高齢・子殺群の特徴としては、被害者が精神障害等を有する割合が約9割。動機・背景は、約9割に問題の抱え込みがあり、過半数に被害者（子供）からの暴力・暴言への反撃があったとなっています。

これらのデータを見て対人援助職がまず思い浮かべるのは、「老々介護」「8050問題」など、

専門書のみならず新聞やテレビなどのマスコミでもおなじみの言葉です。特に私が注目したいのは、無理心中の割合が、高齢・配偶者殺群が48.3%、無理心中が31.6%を占めていることです。拡大自殺としての心中を思い詰めるほど、加害者もまた被害者も追い詰められた状況にあったことは難しくありません。

平成30年版犯罪白書は、ただこれらのデータを提示するだけでなく、下記のように「課題と対策」も明示しています。

課題と対策（平成30年版犯罪白書による）

- ・要介護・寝たきり、認知症を含む精神・身体に障害を有する配偶者に対する殺人の防止  
⇒実情を共有することなどにより地域の福祉・医療の協力を要請
- ・子に精神の障害があり、問題を抱え込む高齢者に係る高齢者に係る家庭内殺人（子殺し、親殺し）の防止  
⇒少年鑑別所の地域援助等専門的知見を有する機関の活用

あくまで犯罪白書は、様々な実務家や研究者の臨床・研究に役立つデータを提供するという位置付けのものであり、ここで提示された「29人と19人」という数字が示す重みを、対人援助職がそれぞれの職域で考え、日々の実践に活かしていくことが求められると私は考えています。

#### 4 彼らが生きてきた時代背景を考える

高齢殺人事犯者の犯行動機・背景についてはデータで提示されていますが、それだけではなく、今回加害者となった方が生きてこられた時代背景をまず考えることが必要だと私は考えています。

私は「問題の抱え込み」が、高齢・配偶者殺群で62.1%、高齢・子殺群で94.7%にまで上っていることに特に注目しています。そして「問題の抱え込み」に至った背景、特に配偶者殺・子殺しに至った彼らが生きてきた時代背景について思いを致す必要があると考えています。

皆さんは「他人様（ひとさま よそさま）に迷惑をかけてはいけない。」というしつけを受けられた経験はおありでしょうか。私自身は昭和40年代半ばの生まれですが、両親、特に母はこうした価値意識の強い人であり、私も家庭教育の中でこうした言葉を良く聞きましたし、それが自分の性格形成に影響を及ぼしていると考え

ます。そして、言葉の細部は異なっても、こうした言い方で「しつけ」を受けた経験があるという人は、想像以上に多くおられるのではと考えています。また、他人様という言葉は、全く知らない赤の他人というよりは、親族や御近所・同級生も含む、世間や社会という相当に幅広い概念であるようにも思われます。

この「他人様（ひとさま よそさま）に迷惑をかけてはいけない。」ということにしつけについては、今回加害者として調査対象となった高齢者世代の方にとってはより強い行動規範として作用してきたのではないのでしょうか。今回のデータでは居住地までは示されていないので、地縁・血縁の濃淡はもちろんあるでしょうし、頼りになる社会資源の存在も偏りがあるのが現実でしょう。しかし、たとえ頼りになる血縁・地縁があったとしても、社会資源の窓口があったとしても、彼らがそこに支援を求めるための手と声をあげることができたのかということ考えると、実際にはかなり難しかったのではないかと考えられます。心中を考えるほど追い詰められた人の視野というものは往々にして狭くなりがちであり、支援者の存在は見えなくなってしまうがちです。

つまり、「他人様に迷惑をかけてはいけない。」というしつけは、自立心や社会との調和を育むという点ではある程度は有効であっても、あまり強くそれに縛られすぎると、何でも自分でこなさなければならない、こんなことで他人様（社会）を煩わせてはいけないという方向性となり、必要な時に支援を求められなくなってしまうのではないかと考えます。過度に自立を求めすぎると孤立に陥ってしまうという言い方もできるでしょう。

おりしも今年、都内において、70代の男性が40代の息子を自らの手で殺害してしまうという事件がありました。当該男性がキャリア官僚であったこともあり、この事件については多く

の報道がなされ、インターネット上では様々な言質が飛び交いました。自身が関わっていない事件に関して軽々に発言することは避けるべきですが、この報道に接してまず感じたのは、男性がこれまで数十年に渡り我が子の教育に悩み時には心身共に傷つけられるような状態になっても誰にも支援を求めてこなかった様子であること、殺害に踏み切ったきっかけとして、同時期首都圏で発生した小学生を対象にした通り魔事件による男性の危機感の強まり、更には息子が近隣の児童を害する可能性を危惧することで一気に行動化に至ったという点について、この男性がまさに「問題を抱え込んできた」状況の長さそして重さです。

確かに、この年代の男性が職業人として現役であった時代には、職場に家庭のことを持ち込まないという雰囲気があったかもしれません。しかし実際には家庭を持てば苦勞も多くあり、仕事のようにクリアに割り切れることばかりでも、自分の能力やスキルだけで解決できることばかりでもありません。特にどんなに緻密に準備をしても思うにまかせないのが子育てと介護です。だからこそ、職についた人が子育てや介護で離職することがないような施策が進められてきた経緯があります。職業人としての歩みと介護家族当事者としての歴史がほぼ重なっている私のような人間にとっては、そうした施策や、何よりも介護という事情をオープンにし、仕事に穴を開けないよう自分自身も制度利用などの努力をしながら周囲に支えていただいたからこそ今日があると考えています。そして現在は同僚や近い人から介護に関する相談を受ける立場となり、自身が受けてきた御恩をお返しする意味でも微力ながら真摯に対応するよう心掛けています。

制度を利用する（そのために窓口へ足を運ぶ。）ことも、周囲に相談することも、自分の困っている状況をまず開示しなければならないわ

けですから、躊躇いがあったり勇気を要する場合もあります。認知症などの場合にはそれを周囲に伏せたいと思われる当事者家族も少なくなく、家族だけで解決したいと考えられることは珍しいことではありません。

私自身も介護生活の中で、亡き私の母がターミナル期に命を繋いだ経管栄養といった医療行為を行う際、「枕元に置いたにぎりめしが食えなくなったら人間はもうおしまいだ」とごく近い親族から反対された時には、非常に悲しい思いをしました。母は意識は清明で嚥下能力が落ちてきたためのやむをえない措置であること、費用については私から出すことを説明しましたが、経管栄養自体を十分に御理解いただけないようでしたので、以後は措置・入院の判断は医師の助言に従って夫婦だけで行い、母のことは極力当該親族の目に触れないよう、隠れるように転院・看取り・葬儀を行ったという経験があります。

これは本当に極端な例かもしれませんが、制度利用1つをとっても、それを行うことで周囲から様々な反応があります。そしてそれは好意的なものばかりが期待できるわけではありません。偏見や誤解に基づくものもありますし、その人の家族・親族の中での力関係によっては、制度利用を求めて相談窓口にとどり着いても、周囲の反対等でそれが実現しないこともあります。また、相談窓口において全ての来談者に対して適時適切な対応を行うことについては、「ワンストップで相談を受け止める」体制の構築と維持を相談を受ける側が常に意識していないと、来談者の真のニーズを汲み取るまでに時間を要したり、「しばらく様子を見る」という形で問題解決に向けての動きが保留状態になってしまうことも考えられます。

## 5 差し伸べられた支援の手をつかむ力が残っているうちに支援につなげる

なぜ相談しなかったのか、とも言われていますが、それは「困っている事情を誰かに開示することを含め相談窓口に出向くことや支援を求めるということは、相当のエネルギーを要する。」という基本的な事項を見落としにつながりかねない考え方だと危惧しています。

では、相談窓口に出向く前に、インターネット等で情報を入手すればいいという考え方も一方ではあるかもしれません。しかしインターネットだけで正確な情報にたどり着くことは非常に難しいと考えています。インターネット上には多くの情報があふれており、なかには根拠に乏しいものや明らかに偏った情報もあり、そこから情報を取捨選択することは自己責任に委ねられています。資料請求や各種手続をインターネット上で行うことができる制度も増えてきましたが、支援を必要とする人が全てインターネットを使いこなせるわけではありませんし、そもそもインターネット環境が整備されている環境に身をおいているとは限りません。

私は依存症支援（薬物・アルコール）の現場に長く身を置いてきましたが、平成の初め頃までは「底付き」という言葉を依存よく耳にしました。支援につながらないケースを、当事者側が本当に依存の対象から離脱したいというほどの苦しみを体験していない（底をついていない）という理由でもって、「仕方が無い」とする空気があったように思い返しています。しかし、底付きを待つ間に本人の心身の状況がより悪化し、かつ、社会的な支援も次々と切れていき、「本当にぼろぼろになった」状態で支援の窓口につながっても、彼や彼女らが立ち直るには相応の努力と支援が必要でした。やがて支援者側もそれに気づき、ぼろぼろになるまでの「底付き」の自覚を求めるのではなく、相談できるように気づきの機会を増やしたり、相談しやすい窓口のハードルを下げるような取組、すなわち「底を上げる」ような取組にシフトしていくように

なっていると感じています。差し伸べられた支援の手をつかむ力が残っているうちに支援の場につないでいくという支援側の意識の変革があったと思います。そして一度繋がった支援を切らないような取組もなされるようになりました。

「29人、19人」という数字は、多くはケアや介護を必要としていた配偶者や子供に対し、身内である高齢者が殺人等の事件に及んだ事例の件数ですが、彼らの多くに問題の抱え込みがあったとするのであれば、抱え込んだ本人だけを責めるのではなく、抱え込みに至るまでのプロセスをしっかりと分析し、支援が必要な人が支援を受けられるようなアプローチの仕方を検討していくことこそが、同様の事案の再発につながると考えられます。

## 6 満たされた器への「最後の一滴」をどう防ぐか

私自身が高齢犯罪者の処遇に関わり、かつ自身が家族介護従事者として介護に従事するなかで考えているのは、高齢者による配偶者殺や子殺しは、児童虐待のように日常的に虐待が行われエスカレートしたその結果として発生するというよりは、支援を求める術もなく、介護する側とされる側が社会から半ば切り離されたカプセルのような環境の中で、お互いに余裕がなくなり一杯一杯になってしまう状況の中、満たされた器への「最後の一滴」となるような出来事で様々な状況が「決壊」し、事件につながっているのではないかということです。事後の取材で「仲睦まじい親子（夫婦）だったのに」「あんなに献身的に介護していたのに」というコメントがなされることも往々にして見受けられますが、それは高齢者による子殺しや配偶者殺というものが、いかに予想しがたいものなのかということをある意味示しているのではないかと感じています。

4で述べた「70代の男性による40代の息子の殺害」事案では、この男性は自分を含めて被害

が家族の中で留まっている間は誰にも相談せずに耐えてこられました。その苦勞と年月の長さを思うと、男性も家族もまさに上記のような「一杯一杯の状況」ではなかったのでしょうか。まさにそうした状態の中で、川崎市での通り魔事件の報道があり、我が子が近隣の児童に被害を加えるかもしれないという恐れがにわかに急速に現実味を帯び、それが「最後の一滴」となって、当該男性の器に満たされたものを決壊させてしまったのではないのでしょうか。

子殺し事件の場合で、日常的に子から高齢の親への暴力等が繰り返されていれば、近隣から警察等へ相談がなされることもありうると思いますが、子の年齢や状況によっては、即時に親子を分離することも難しく、(暴力を受けている側である)親が子の暴力の存在を否定してしまえば、専門家の介入は非常に難しくなることは想像に難くありません。私は困難を抱える子供や青少年の自立支援を長年行っている団体の支援にも関わっていますが、実際の支援の現場にある人からは、支援対象者の質に明らかな変化が認められていると聞いたことがあります。それは不登校などの問題が発生してから何らかの支援が入るまでの期間の長期化と当事者の年齢が高くなっていることです。社会から途絶し家族だけで生活している期間が長いほど「自立」は難しくなり、子の養育を支えていく親は老いていくという容赦ない現実があります。今回の調査でも、子殺し群のうち被害者である子に精神障害等があった割合は9割を越えており、その数字の高さにも子供世代への早期介入という観点からの考察が必要であると考えています。配偶者殺人の場合は、介護保険サービス等が入っていることも想定されます(要介護状態が3割という調査結果からこの点が推定されます)。あくまで私の経験上のことでありこれをもって全体のことを論じることは軽々だということを前提にして述べるのですが、介護保険上のケア

プランについては、ケアマネージャーの基礎資格やキャリア・資質により幅が出ることは否めず、特に環境・家族といった点に関する見立てについては、当初のものが漫然と踏襲されていると感じられる場合もあります。主たる介護者の認知症の発症が見落とされている事例に接したこともありました。介護は長丁場になることも少なくありません。主たる介護者が配偶者である場合は、配偶者の加齢による変化や介護による疲労の蓄積等にも目配りしながら、要介護者への支援を考えるだけではなく、主たる介護者のレスパイト・ケアや、家族会等への参加を検討することで、疲労の蓄積を防ぎ、孤立化を防ぐ取組が特に求められていると感じています。

## 7 支援を求められる関係性の構築に向けて

「支援を求める」ということは、自分の困っていることや自分だけではできないことを相手に開示する、いわば弱さの情報開示という側面を持っています。自分のできることを開示するよりも勇気が必要だと思われれます。今必要なのは、支援を必要とする人が確実に声をあげていけることと、上げられた声をきちんと掬いとり、差し伸べられた助けを求める手を確実につかむ関係づくりです。弱いことやできないことを言っても責められない関係性が構築されていてこそ、人は始めて何らかの支援を求めることができます。「お困りことがあればどうかおっしゃってください。」といきなり切り出すことは、信頼関係が構築されていない場合等では侵襲的になる危険もあります。日常的な会話を重ねていくことによって関係性ができ、いざという時に支援を求めることができる社会、その支援を求める声を受け止める社会になっていくことが、現在あらゆる分野で求められているのではないのでしょうか。

参考文献:平成30年版犯罪白書～進む高齢化と犯罪～(法務省 法務総合研究所編)